

いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 佐川正孝
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

SEPTEMBER 2023
 VOL.662

9



ひと休み(常陸太田市)

写真提供者: 水戸市 坪田 伸也 氏

●2023 9月号 CONTENTS●

令和5年度全国労働衛生週間実施要綱 …………… 2	医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう! …………… 11
9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です! …… 5	令和5年度「業務改善助成金」のご案内 …………… 12
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です! …………… 6	茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ …………… 13
「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内 …………… 7	再び、3つの講習会等のご案内です! …………… 14
適正な職場環境のための改善支援を行います! …………… 8	外国人技能実習制度関係者養成講習のご案内 …………… 15
労災保険から放射線被ばくによる	県内の労働災害発生状況 …………… 15
がんなどの疾病の補償制度のお知らせ …………… 9	令和5年死亡災害発生状況 …………… 15
賃金引き上げに向けた	講習会のご案内 …………… 16
「同一労働同一賃金」対応説明会を開催します! …… 10	

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場

準備期間9/1～9/30 本週間10/1～10/7

令和5年度 全国労働衛生週間実施要綱

1.趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生100年時代に向けて高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には904件となり、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となり、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業界の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業4日以上労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、化学物質等による重大な発症性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画(以下、「14次防」という。)において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決(令和3年5月17日)を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第22条の規定に関連する労働安全衛生規則等11の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和5年4月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における

労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2.スローガン

「目指そうよ二刀流 ところとからだの健康職場」

3.期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4.主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5.協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6.協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7.実施者

各事業場

8.主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- 雑誌等を通じて広報を行う。
- 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- 事業場の実施事項について指導援助する。
- その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9.協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10.実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- 全国労働衛生週間に実施する事項
 - 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- 準備期間中に実施する事項
 - 重点事項
 - 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 事業者による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
- 労働者が産業界や産業界保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ)転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進
- ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操(例:いきいき健康体操)の実施
- 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育(雇入れ時教育を含む。)
 - 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)や介護機器等の導入の促進
 - 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

- 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底(非製造業業種を含む。)、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
 - 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の状況の確認

- SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(ホ)石綿による健康障害防止対策に関する事項

- 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の揭示及び備え付けの徹底
 - 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - 隔離・湿润化の徹底
 - 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底(貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。)
 - 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
 - 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
 - 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
 - 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
 - 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

- 石綿にはく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - 労働者が石綿にはく露するおそれがある場合(不明な場合を含む。)

- 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

- b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c 支援制度(専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用
- (※)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ウ)「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
 - a WBGT値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (ク)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ)小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
 - b ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進
 - c 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
 - e 中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用
- (ケ)女性の健康課題に関する事項
 - a 女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施
 - b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
 - c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用
- イ 労働衛生3管理の推進等
 - (ア)労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
 - (イ)作業環境管理の推進に関する事項
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
 - (ウ)作業管理の推進に関する事項
 - a 自動化、省力化等による作業負担軽減の推進
 - b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
 - (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
 - (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
 - ウ 作業の特性に応じた事項
 - (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (イ)呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (ロ)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (ハ)じん肺健康診断の着実な実施
 - (ニ)離職後の健康管理の推進
 - (ホ)その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ロ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
 - (ハ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
 - (ニ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
 - (ホ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (ヘ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項
 - エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
 - (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
 - (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項
 - オ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策
 - a 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - b その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です!

～本年度より第10次粉じん障害防止総合対策を推進中です!～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、粉じん障害防止対策を推進するため、令和5年4月から令和10年3月までの5か年計画とする「第10次粉じん障害防止総合対策」を策定し、事業者が特に実施すべき措置として、「粉じん障害を防止するための事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)を示しました。また、9月の全国労働衛生週間準備期間は、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、粉じん障害防止対策の徹底を図ることとしております。

【重点事項】

- (1) 呼吸用保護具の使用を徹底及び適正な使用を推進
- (2) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業、アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- (3) 石材等産地形成地区における岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (4) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (5) (1)から(3)までを除く特定粉じん発生源に係る粉じん障害防止対策
- (6) じん肺健康診断の着実な実施
- (7) 離職後の健康管理を推進

各団体では、月間中に粉じんの有害性や粉じん障害防止対策への意識を高揚させるため、会員事業場の安全衛生パトロールを実施することや会員事業場の講ずべき措置の実施状況を自主点検すること等各種行事を開催し、粉じん障害防止の効果的な推進を実施するとともに、各事業場では、月間中に以下の取組をお願いします。

【月間中の主な取組事項】

- 1 労働衛生管理体制の確立**
衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、保護具着用管理責任者を選任し、職務の確実な実施。衛生委員会を開催し、粉じん対策を徹底。
- 2 「粉じん対策の日」の設定**
「粉じん対策の日」を定め、呼吸用保護具・局所排気装置等を点検、たい積粉じん除去のための清掃等を集中的に実施。
- 3 粉じん発散の防止**
局所排気装置等による換気の確保、定期自主検査に基づく補修を実施。
- 4 粉じん吸入の防止**
岩石等の裁断・研磨・粉砕、アーク溶接、金属の研磨、ずい道等建設工事等における高性能な電動ファン付き呼吸用保護具を着用及びその適切な使用を徹底。
- 5 作業環境測定の実施等**
作業環境測定結果の評価に基づいた設備及び環境等の改善を実施。
- 6 じん肺健康診断及び事後措置の実施**
就業時や定期のじん肺健康診断を実施及びその適切な事後措置を実施。
- 7 教育の実施**
じん肺の予防及び健康管理教育を実施、有所見労働者のじん肺の増悪を防止するため、健康管理教育を実施。

お問合せ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (電話 029-224-6215)

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です！ ～健康診断と事後措置の徹底を！～

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を推進するため、9月の全国労働衛生週間準備期間を「職場の健康診断実施強化月間」と定め、健康診断及び事後措置等による健康管理対策の徹底を図ることとしております。この機会に健康診断及び事後措置の実施状況について総点検していただくようお願いします。

1 健康診断の適切な実施、異常の所見のある労働者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、 医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

(1) 健康診断の種類とその適切な実施

- ① 一般定期健康診断(雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者等の健康診断)
- ② 特殊健康診断(有機溶剤、鉛、特定化学物質等の取扱いに常時従事する労働者等)
- ③ じん肺健康診断(粉じん作業に常時従事する労働者及び従事したことのある労働者等)
- ④ 歯科医師による健康診断(塩酸、硝酸、硫酸等を発散する場所に常時従事する労働者)
- ⑤ 情報機器作業(EDVT作業)、騒音作業、重量物取扱い作業、身体に著しい振動を与える業務等に係る指針・通達による健康診断

(2) 健康診断実施後の事後措置の徹底

健康診断の結果、異常の所見のある労働者については、医師等の意見を聴取し、必要があると認められるときには、対象者の実情を考慮して、①就業場所の変更、②作業の転換、③労働時間の短縮、④深夜業の回数の減少等適切な措置を講じる必要があります。

2 一般定期健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努める必要があります。

3 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

健康診断の結果、医療保険者から事業者へ、特定健康診査に相当する項目の記録の写しの提供を求められたときには、その記録の写しを提供する必要があります。なお、この提供は、個人情報保護法第23条により第三者提供に係る労働者本人の同意は不要とされています。

4 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

小規模事業場が、医師を確保し、労働者に対する保健指導・健康相談等を提供することは容易ではありません。そこで、小規模事業場の労働者が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、県内9箇所に地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象に、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取及び個別訪問による産業保健指導等を原則無料により提供しています。

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

中小企業事業者の皆さまへ 「令和5年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

「令和5年度エイジフレンドリー補助金」は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」といいます。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 近年の高齢者の就労拡大に伴い、高齢労働者の労働災害が増えています。
- 「**高齢労働者の労働災害防止コース**」では、高齢労働者が安全に働けるよう、高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。
- 「**コラボヘルスコース**」では、コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。
- 高齢労働者の労働災害防止、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者(※1) (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入・工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	1 / 2	3 / 4
上限額	100万円(消費税を除く)	30万円(消費税を除く)
注意事項	※ 2コース併せての上限額は100万円です。 ※ 2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。(月を変えて別々の申請はできません)。 ※ この補助金は、事業場規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。	

(※1) 中小企業事業者の範囲

業 種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下

※労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

申請、支払に関するお問合せは電話でのみ受付しています

《申請担当》 電話:03-6381-7507
FAX:03-6381-7508
追加資料送付専用メールアドレス
af-hojojimucenter@jashcon.or.jp

《支払担当》 電話:03-6809-4085
FAX:03-6809-4086
追加資料送付専用メールアドレス
af-shiharai@jashcon.or.jp

この補助金についてのお問合せは

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」まで

エイジフレンドリー補助金事務センターHP
<https://www.jashcon-age.or.jp>

受付時間:平日10:00~12:00/13:00~16:00(土日祝休み)
(8月8日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く)

【お問合せ先】 茨城労働局労働基準部健康安全課 (電話 029-224-6215)

適正な職場環境のための改善支援を行います!

無料

オンライン対応



労働条件自主点検表の分析・セミナー(オンライン、現地)・専門家による支援(個別支援)

茨城労働局監督課

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理などに関する基本的知識の習得を目的とした専門家によるセミナーや個別支援を、委託事業(就業環境整備・改善支援事業)により無料でを行っています。

1. 労務管理の基本的知識習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労務管理や就業環境に係る基本的知識を専門家が分かりやすく解説します。参加者には、「やさしく分かりやすく」を基本に編集制作されたセミナーテキストだけでなく、労務管理に関する資料集・判例集も併せて提供します。セミナーはオンライン開催(来年1月まで)と現地開催(茨城県では9月22日(金)に水戸市の(株)伊勢基本社中央ビルにて開催予定)がありますので、ご都合にあわせてお申し込みください。

2. 専門家による支援(個別支援)

希望される事業主の方を対象に、社会保険労務士などの専門家が個別に事業場を訪問、もしくはZOOM等で事業主の皆さまからの相談を伺いながら、それぞれの事情に応じた適正な就業環境整備のお手伝いを行います。

3. 労働条件自主点検

「労働条件自主点検表」を対象の事業場に送付し、点検の結果に問題がある場合に、自主的な改善を実施していただけるよう支援します。

○事業の詳細及びセミナー・個別支援のお申し込みについては、以下のホームページをご覧ください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/>

○本年度受託者：ランゲート株式会社



労災保険から放射線被ばくによるがんなどの疾病の補償制度のお知らせ

原子力発電所構内での作業や医療機関でのX線検査などの業務に従事し、放射線に被ばくしたことが原因で疾病を発症した場合には、労災保険給付を受けることができます。

放射線に被ばくしたことによって発症するおそれのある疾病は下記のようなものがあります。業務で放射線に被ばくしたことでこのような疾病を発症したと思われる方は、茨城労働局労災補償課又はお近くの労働基準監督署にご相談ください。

放射線被ばくによって発症するおそれのある疾病

○放射線による悪性新生物(がん)

白血病、多発性骨髄腫、非ホジキンリンパ腫、悪性黒色腫、胃がん、咽頭がん、肝がん、結腸がん、甲状腺がん、喉頭がん、骨肉腫、食道がん、腎臓がん、膵がん、前立腺がん、脳腫瘍、肺がん、皮膚がん、膀胱がん など

○放射線障害等

白内障、皮膚潰瘍などの皮膚障害 など

当面の労災補償の考え方

肺がん等の放射線被ばくとの医学的知見が得られた固形がんについては、当面の労災補償の考え方を次のとおり整理しています。

- ① 被ばく線量が100mSv以上から放射線被ばくとがん発症との関連がうかがわれ、被ばく線量の増加とともに、がん発症との関連が強まること
 - ② 放射線被ばくからがん発症までの期間が少なくとも5年以上であること
 - ③ 放射線被ばく以外の要因についても考慮する必要があること
- などを含めて、総合的に検討します。

○労災請求がなされた場合には、労働基準監督署で被ばく線量や発症までの経過などを調査し、かかった病気が業務上の事由によるものかを判断します。

○枠内以外の疾病でも放射線被ばくによるものとして労災補償の対象となることがありますので、まずは、茨城労働局労災補償課又は労働基準監督署にご相談ください。



厚生労働省 茨城労働局 労働基準監督署

事業主の皆さまへ

厚生労働省 茨城労働局

賃金引き上げに向けた「同一労働同一賃金」対応説明会を開催します!

～8月29日、9月5日、10月5日(全3回)～

CHECK!



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「パ्यू」ちゃん

「同一労働同一賃金」とは

「働き方改革関連法」の改正の一つで、パートタイム労働者・有期雇用労働者等の「公正な待遇の実現」を目的としてパートタイム・有期雇用労働法(2021年4月1日より全面施行)、労働者派遣法(2020年4月1日より施行)が改正されました。

「同一労働同一賃金」が目指す働き方

同一企業内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

Microsoft teamsによる
オンライン開催!
参加無料

各回の定員
200名

1つのWeb会議に
参加可能なユーザーの
上限は200です

QRコードもしくは「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」によりお申し込みください。
【サイトURL】<https://www.roudoukyokusetsumeikai.mhlw.go.jp/>

開催日時

各回ともに同一の内容になります。13:40～入室可能

- ① 令和5年 8月29日(火) 14:00～15:45 終了しました
- ② 令和5年 9月 5日(火) 14:00～15:45 申込終了しました
- ③ 令和5年 10月 5日(木) 14:00～15:45 9月28日まで申込可能です!



説明内容

1. 概要 同一労働同一賃金の概要

- 統計でみるパートタイム・有期雇用労働者の現状
- 「パートタイム・有期雇用労働法」とは ～「パートタイム・有期雇用労働法」が目指す社会～
- 同一労働同一賃金の比較対象 など

2. 詳細 同一労働同一賃金のための具体的な企業の取組

- 自社の待遇の点検は大丈夫? ～職務分析の方法について
- 不合理な待遇の禁止とは? ～同一労働同一賃金ガイドラインの概要～
- 企業はどのように取組んだらいいの?
- 判例の紹介 など

3. 支援 企業に対する支援 ～助成金のご案内～

- どのような助成金があるの?
- どのような企業が申請できるの?
- 申請のための手続きはどのようなことをすればよいの? など



医療スタッフがいきいき働く職場を目指しましょう!

～ 医療勤務環境改善マネジメントシステムを活用しましょう ～

厳しい勤務環境に置かれている医師や看護職等の医療従事者が健康で安心して働ける環境の整備は、質の高い医療の提供や医療安全の確保等を図る上でも、極めて重要です。

平成26年の医療法改正(*)により、医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むこととする努力義務規定が創設されました。

PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕組み「医療勤務環境改善マネジメントシステム」を活用して、医療従事者がいきいきと働ける職場づくりを行ってください。

勤務環境改善を進める際には、医療機関のトップの高い意識と方針表明が極めて重要です。

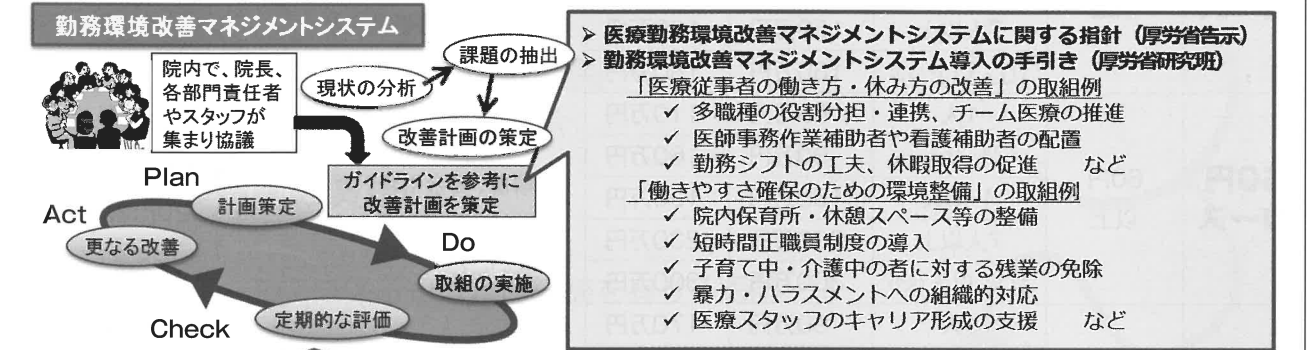
茨城県医療勤務環境改善支援センターがパートナーとして、医療機関を支援します。

*医療法第30条の19 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは?

各医療機関においてPDCAサイクルを活用して計画的に勤務環境改善に取り組む仕組みです。

医師・看護職・薬剤師・事務職員等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う自主的な勤務環境改善活動を促進することにより、快適な職場環境を形成し、医療スタッフの健康増進と安全確保を図るとともに、医療の質を高め、患者の安全と健康の確保に資することを目的としています。



マネジメントシステムの普及(研修会等)・導入支援、勤務環境改善に関する相談対応、情報提供等

茨城県 医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士等)と 医療経営アドバイザー(医療経営コンサルタント等)が連携して医療機関を支援

センターの運営協議会等を通じ、地域の関係機関・団体(都道府県、都道府県労働局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、社会保険労務士会、医療経営コンサルタント協会等)が連携して医療機関を支援

茨城県医療勤務環境改善支援センター

医療勤務環境改善支援センターでは、勤務環境改善に取り組む医療機関に対して、医療経営アドバイザーと医療労務管理アドバイザーが個々の実情を踏まえた専門的・総合的な支援を行っています。

何をどう取り組もうか迷ったら、お気軽に、茨城県医療勤務環境改善支援センターへご相談ください。

〒310-0852 水戸市笠原町489(茨城県医師会内3F) 【労務管理相談窓口】
TEL:029-302-3471 / FAX:029-307-4199 / メール:ibaraki2@task-work.com

上記に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室(TEL 029-277-8295)まで

令和5年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上につながる設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和6年1月31日

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金870円以上920円未満】 4/5
		2~3人	50万円	90万円		
		4~6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上 ^(※2)	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	生産性要件を満たした場合 9/10 ^(※1)
		2~3人	70万円	110万円		
		4~6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上 ^(※2)	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金920円以上】 3/4
		2~3人	90万円	160万円		
		4~6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上 ^(※2)	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	生産性要件を満たした場合 4/5 ^(※1)
		2~3人	150万円	240万円		
		4~6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上 ^(※2)	600万円	600万円		

(※1)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

(※2)10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。特例事業者の条件は、①賃金要件(事業内最低賃金920円未満) ②生産量要件適用 ③物価高騰等要件適用 条件②③は申請マニュアルにて確認ください。

【ご留意頂きたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

【お問い合わせ先】

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。
電話番号 0120-366-440(受付時間 平日8:30~17:15)

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。詳細や支給申請については、茨城労働局助成金事務センター(029-246-6371)へお問い合わせください。

茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ

募集

産業医のみなさまへ

登録産業医

になりませんか

茨城産業保健総合支援センターは、県内に9箇所の地域産業保健センターを設置し、労働者数50人未満の事業場を対象として、厚生労働省の産業保健事業を実施しています。支援を求める事業場の増加に伴い、登録産業医を募集いたします。特に、事業場訪問があるため、移動対応の可能な方を募集しています。

○登録産業医の業務について

- ・労働者の健康管理(メンタルヘルスを含む。)に係る相談対応
- ・健康診断の結果についての意見陳述
- ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導の実施
- ・副業、兼業労働者からの健康相談

○登録産業医の資格

- ・産業医
- ・メンタルヘルスに係る知識及び経験を有する医師

○登録産業医の契約について

- ・委嘱期間 原則として各年4月1日から3月31日まで
- ・委嘱条件 謝金 時間額12,300円、交通費あり
- ・活動頻度と時間 1月当たり1から10回程度、1回当たり1時間から3時間
- ・その他 損害保険、傷害保険加入

お申し込み・お問い合わせ

茨城産業保健総合支援センター

電話、メール、FAX等で御連絡ください。

TEL 029-300-1221 (平日8時30分~17時15分)

FAX 029-227-1335

メールアドレス mito@ibarakis.johas.go.jp

講習会のご案内(令和5年9月中旬～10月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
10/17～18-19-20	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
10/24～25-26-27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
9/28～29	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/5～6	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
乾燥設備作業主任者		
10/16～18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
9/15～16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/19～20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
玉掛け		
9/22～23-24	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
10/24～25-26-27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
プレス機械作業主任者		
10/10～11-12	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
フォークリフト運転(学科)		
9/20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/2	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/4	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/6	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
10/15	平成館 (古河市)	古河協会
10/26	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
ショベルローダー等運転		
10/10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
床上操作式クレーン運転		
10/6～7-8	平成館 (古河市)	古河協会
10/12～13-14-15	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
10/12～13-14	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/26～27-28-29-11/11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
9/21～22-24	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/26～27-28	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/10～11-12-13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
石綿作業主任者		
10/26～27	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
10/19～20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
9/21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/5	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
10/11	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/14	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
研削と石の取替え等の業務(機械研削)		
10/27～28	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
プレス・シャーの金型等取付け等の業務		
10/20～21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会

アーク溶接等の業務		
9/15～16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
10/12～13	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/18～19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
10/28～29	平成館 (古河市)	古河協会
電気取扱業務(低圧)		
9/15-16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
9/20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
9/25-26-27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
10/12～14	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/20～21	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
産業用ロボットの教示・検査等の業務		
9/21～22	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦・常総・龍ヶ崎協会
安全管理者能力向上教育		
9/19	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
職長教育		
10/10～11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
10/12～13	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
10/19～20	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
職長・安全衛生責任者教育		
9/21～22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
10/18～19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
10/23～24	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
10/30～31	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
10/23～25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
雇用管理研修(建設業)コミュニケーションスキル等向上		
10/13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		
9/26	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
10/30	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
10/31	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
外国人技能実習法		
技能実習責任者養成講習		
10/11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
技能実習指導員養成講習		
10/12	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
生活指導員養成講習		
10/13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、当連合会ホームページ、またはお申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507
水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626
日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461
土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325
筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303
古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116
太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716
常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498
鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478